令和５年度　東根市高齢者施設等物価高騰対策支援金について

１　概要

　東根市では、高齢者施設等が受ける光熱費、燃料費、食材費等の物価の高騰の影響を軽減し、安心で質の高い福祉サービス等の安定的な提供を図るため、対象施設等を東根市内で運営する者に対し支援金を交付します。なお、令和５年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金、及び、令和５年度第２回山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金の交付申請を行った方も申請が可能です。

２　対象者

　介護保険法、老人福祉法、高齢者の住居の安定確保に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法に規定する事業を実施する対象施設等（種類は下記参照）の運営者であって、次の条件すべてに該当する方（国や地方公共団体等が設置するもの、委託によるもの等を除く）。

（１）令和５年１２月１日時点において、対象施設等を東根市内で運営している者。

（２）支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があること。

（３）本市の法人市民税（令和４年度）に滞納が無いこと。

３　対象施設等及び給付額

（１）区分１（施設系・居住系サービス）

①給付額　　定員１人あたり５千円（入所定員が29人以下の場合は一律15万円）

※定員は令和５年12月１日現在とする。

②対象施設等

【介護サービス事業所】

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

※同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設が併設されている場合は、各々の定員を合算した上で１施設とみなします。

※定員には、併設型短期入所生活介護（療養介護）事業所の定員を含みます。

【障害福祉サービス事業所】

障害者支援施設、療養型介護事業所、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所（介護サービス包括型）、共同生活援助事業所（日中サービス支援型）、共同生活援助事業所（外部サービス利用型）

※定員には、併設する短期入所の定員を含む。

（２）区分２（有料・サ高住、通所系、短期入所系、複合系サービス）

①給付額　　１事業所あたり一律 １0 万円

②対象施設等

【介護サービス事業所】

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、認知症対応型通所介護事業所（共用型を除く。）、短期入所生活介護事業所（単独型に限る。）、短期入所療養介護事業所（単独型に限る。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、通所型サービスＡ

【障害福祉サービス事業所】

生活介護事業所、短期入所事業所（単独型事業所に限る。）、自立訓練事業所（機能訓練）、自立訓練事業所（生活訓練）、就労移行支援事業所、就労継続支援Ａ型事業所、就労継続支援Ｂ型事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

（３）区分３（訪問系サービス・保育施設）

①給付額　　１事業所あたり一律 ５ 万円

②対象施設等

【介護サービス事業所】

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、夜間対応型訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所（福祉用具貸与事業所と一体的に運営されているものを除く。）

※医療みなし指定事業所（健康保険法（大正11年法律第70号）の指定保険医療機関が介護保険法第71条の指定を受けたとみなされた訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所及び通所リハビリテーション事業所をいう。）は、対象外となります。

【障害福祉サービス事業所】

居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所、計画相談支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所

【保育事業所】

認可外保育施設（事業所内保育事業所含む）

※認可外保育施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条第1項に規定する施設（市内に所在するものに限る。）のうち法第６条の３第９項から第12項まで若しくは第39条第１項に規定する業務を目的とするもので、法第59条の２第1項に規定する施設とします。ただし、法第６条の３第12項に規定する業務を目的とするもので内閣府から運営費の助成を受けたものを除きます。

４　給付対象外

【共通】

廃止又は休止予定の施設・事業所、休止中の施設・事業所、公立の施設・事業所（委託によるものを含む。）

【介護サービス事業所】

　　　　介護予防支援事業所、医療みなし事業所（保険医療機関が行う訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導）、空床利用型の短期入所サービス、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅と同一建物に併設している区分２及び区分３の事業所

５　申請の流れ

（１）申請書類の提出

下記ア～ウの書類を法人単位で作成し提出してください（事業所単位での受付はできません）。

【様式】<https://www.city.higashine.yamagata.jp/section_list/section010/2220>

　　ア　交付申請書（様式第１号）【押印不要】

　　イ　申請内訳　　※「交付申請書」のエクセルファイルに含まれています。別紙１～３のうち該当する区分をすべて提出してください。

　　ウ　誓約・同意書（様式第２号）

　　※申請内容の審査にあたって、その他資料の提供を依頼することがあります。

　　【提出方法】下記の提出先へ郵送または窓口提出により提出してください。郵送の場合、封筒に 高齢者施設等物価高騰対策支援金申請書　在中　と明記してください。

【提出期限】令和６年２月１５日（木）必着　　※早めの提出にご協力ください。

（２）交付（不交付）決定の通知

申請内容の審査後、交付決定通知書兼支援金確定通知書（様式第３号）にて、交付・不交付の決定内容を通知します。

（３）請求書の提出

支援金の交付が決定した事業所には、請求書の様式を送付しますので、すみやかに提出してください。

・振込先の口座は、申請書に記載いただいた口座となります（申請者名義のものに限ります）。

・請求書には代表者印の押印が必須です。

・振込先口座情報がわかるものの写し（金融機関名・店名・口座種別・口座名義（カタカナ）がわかるもの。基本的には通帳の写し。）を提出してださい。すでに市に登録済みの口座の場合は提出不要です。

　　【提出方法】下記の提出先へ郵送または窓口提出により提出してください。郵送の場合、封筒に高齢者施設等物価高騰対策支援金請求書　在中と明記してください。

（４）支援金の振込み

不備がなければ、請求書受理後、概ね３週間程度で指定の口座へ振り込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 【介護サービス事業所】【障害福祉サービス事業所】東根市 健康福祉部 福祉課 福祉相談係（市役所１階１５番窓口）〒９９９－３７９５　東根市中央一丁目１番１号電話０２３７－４２－１１１１（内線２２０２）【保育事業所】東根市 健康福祉部 こども家庭課 保育係（さくらんぼタントクルセンター内）〒９９９－３７９６　東根市中央一丁目５番１号電話０２３７－４３－１１５５（代表） |